

議 事 録

件 名	第 9 回（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議
日 時	平成 2 4 年 2 月 1 3 日（月）午後 6 時 3 0 分から
場 所	登別市民会館 2 階 中ホール
会議内容 （質問等）	<p>会長挨拶</p> <p>会 長： 定刻となりましたので、第 9 回市民会議を始めたいと思います。まず前回までの確認をしたいと思います。これまで皆様に議論していただいた内容を、事前にグループ長が集まり、その内容をまとめた資料を作成し、それを皆様にお配りして、再度皆様のご意見を頂きました。進行状況としては、前文、第 1 章総則の第 1 条（目的）、第 2 条（アクションプランの達成）まで議論が進んだかと思います。</p> <p>資料の説明と質疑応答</p> <p>会 長： 前回の会議で皆様から出されたご意見を基に、各グループ長が A 案・B 案・C 案の 3 つにまとめてきたのが、皆様のお手元にある資料です。特に前文に関しましては、最終的にはこの部分に登別らしい文言、風景・情景等を入れた方が良いという意見がありましたので、それを踏まえて各グループ長がまとめてきました。目的については、B 案・C 案において、このようなことで目的が書かれたら良いのではないかということで、例として挙げております。理念につきましては、素案の中では「理念」という項目はなく、「アクションプランの達成」となっておりますが、それをそのままにするのか「理念」にした方が良いのかという議論になり「理念」を謳った方が良いのではなからうかということで、議事が終わったと記憶しております。今日は各グループ長が作成したこの 3 つの案を基に、前文・目的・理念について、皆様にご意見をいただきたいと思ひます。ここで事務局より説明したいことがあるようなので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事 務 局： 前回出席されている方には机の上に置いておき、欠席された方には議事と一緒に送付させていただいた、グラフが掲載されている資料について説明させていただきたいと思ひます。これは市民ニーズアンケートといいまして、市が昨年 1 0 月に実施したもので、その集計結果がまとまりましたので、景観に関連する部分について皆様に配布させていただきました。調査は住民基本台帳から年代・居住地別に抽出した、2 0 歳以上の方 2 , 7 0 0 名を対象に行いまして、1 , 5 7 1 名の方から回答を得たものです。</p> <p>市において、最終報告書として取りまとめた後、市民等に周知すると聞いております。取りまとめた結果ですけれども、まず問 1 8 の市内全域の景観に対する印象については 6 5 % の方がまあまあ良いという回答で、1 0 % の方が良い、1 5 % の方があまり良くない、4 % の方が悪いという印象を持っているという結果となっております。続いて問 1 9 の大切にしたい景観や愛着を感じる</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>景観については、66%の方が地獄谷・大湯沼などの登別温泉地区の自然景観という回答で、次に58%の方が登別温泉へ向かう道路の桜並木や溪谷のみどりや紅葉という回答で、続いて49%の方が亀田記念公園や川上公園などの公園という回答となっております。最後に問20の建物などの高さや形・色彩などについて、良好な景観を保全するため、行政がどの程度関わるべきか、という問いについては、43%の方が条例や基準を基に緩やかに指導や誘導をするべきという回答で、24%の方が条例や基準を基に市民や事業者の良識に委ねるべきと回答しており、また16%の方が指導や誘導にとどまらず罰則を設けるなど規制を強化するべきと回答しています。以上、景観に関する質問は3問だけですけれども、参考になるかと思いますので、資料として配布いたしました。</p>
	<p>会長： ありがとうございます。それでは質疑の方に移りたいと思います。まず前文についてですが、前回素案を基に作成した資料を見ながら、お話ししていただきました。その中で、様々な議論があり、また参考となる他市町村の条例も見たりしましたら、登別らしさが見えるような文章を載せたら良いのではないかとということで、このような3つの案を出してみました。まずは、A案から読んでいきます。</p> <p>「北海道の南に位置し、東南に良好なスケトウダラを始めとする海洋資源に恵まれる太平洋を置き、北に標高千mからなるオロフレ岳を控える。この太平洋の湿った空気が、南東の風に乗り、オロフレ岳に当たり、登別に大いなる自然の恵み、雨をもたらす。その水が、キウシト湿原など、多くの自然を育み、また、地中深く入り、やがて地下水となって、地球が生きている象徴のマグマと融合し、温泉となって地表に現れ、それが、13種類を有する温泉、世界に名だたる登別温泉である。</p> <p>この自然の恵み豊かな地で、アイヌ文化が芽吹き、幕末、伊達藩片倉家が開拓の先人として、この地を近代の世の中にした、歴史ある土地である。この登別市は、登別温泉・登別・幌別・鷺別と特性をもった地域が一つとなり、登別市を形成しており、そこには、特徴のある景観・みどりなどの自然遺産を有します。我々登別市民は、この素晴らしい、歴史・文化を背景とした景観や自然・みどりを大切に保全し、これからも、次世代の子供たちに引継ぐため、その決意としてこの条例を定める。」</p> <p>という案を私が作ってみました。続きましてB案をA委員に読んでいただきます。</p> <p>A委員： 私は、通して書くのではなくて、文章ごとに色々なタイプを考えてみました。まず例文1から読みます。</p> <p>「私たちの登別は後背部にカムイヌプリやオロフレ山系の山々がそびえ、そこから駆け下りるように丘陵地が広がり、町並みが形成された平野部へと続いています。平野部は広大な太平洋に面し、海岸線はほぼ一直線で、波打ち際の砂浜が帯状に長く伸びています。また、大小七つの河川を有し一部は丘陵地を深くえぐり峡谷を形成しています。」</p> <p>続いて例文2を読みます。</p> <p>「私たちの登別はオロフレ山系の山々、丘陵地、海岸線に細く延びた平野部、大小七つの河川、その河川が流れ込む太平洋など多様な環境を有しています。」</p>

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>次に、例文 3 を読みます。 「かつてこの地にアイヌ民族が歴史を刻み、現在の地名の語源となったアイヌ語地名や景観にまつわる民話を残しました。また、開拓に携わった先人たちの苦勞と創意によりまちづくりが進展し、現在につながるまちの景観が創造されました。」 引続いて例文 4 を読みます。 「近年、まちの発展は便利さと快適さをもたらしましたが、身近なみどりを減少させ本来の自然景観を変貌させました。先人の遺産さえ忘れ去られようとしています。」 次に例文 5 を読みます。 「美しい景観と豊かなみどりは私たちに潤いや安らぎを与えます。子供たちの成長にも影響を与えるでしょう。また、旅行者には癒しや感動を与え、登別の評価につながります。」 続いて例文 6 を読みます。 「美しい景観と豊かなみどりは私たちの日々の活動によって守り育てられます。すべての市民が一体となって取り組まなければなりません。」 最後に例文 7 を読みます。 「美しい景観と豊かなみどりに育まれた愛着と誇りの持てるふるさと登別を創生し、将来に引き継ぐために条例を制定します。」</p> <p>会 長： ありがとうございます。引続き C 案を B 委員に読んでいただきます。</p> <p>B 委 員： C 案は抽象的に書かせていただきました。それでは読んでいきます。 「登別市は、山を背に平野が広がり、南面に海が開け、川がその真中を流れ、市街地は『山辺』と『海辺』、『川辺』に代表される豊かな自然に囲まれています。また豊かな湯量と泉質を有する登別温泉地区は国内外から多くの来訪者が訪れる国際観光都市として、全国的にも貴重な資源と景観に恵まれたまちです。 私たち登別市民は、先人たちの築いた歴史、文化、豊かな自然環境と景観を貴重な共有財産と認識し、市民、来登者みんなで守り、育て、活かし、互いに支えあい、人と動植物が共存できる、温かな心のふれあい生まれるふるさとのまちを、創造するため、この条例を制定します。」</p> <p>会 長： ありがとうございます。皆様のこれまでの話し合いの結果を踏まえ、以上の 3 案を作成しました。前回の会議で出された前文に関するご意見として、ここに子供たちに対する思いを記載しているのは特徴的で登別らしいというご意見、それから長すぎると読んでもらえないので、今の素案程度の文字数で良いというご意見もいただいております。これから皆様に今日提示した 3 案を再度見ていただき、何かご意見をいただければと思っております。今までの議論で出た意見の中で、これはやはりしっかりと載せた方が良いというものたくさんあったと思います。今までずっと言われていた、子供たちに～・未来に～、という部分が前文に多数出ておりました。それから、この度言われていたことは、登別の情景・風景について、読んだらわかるようなものが良いということで、今日示した 3 つの案になりました。まず、北海道の中で登別がどんなとこ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>るに位置しているのか、ということがA案に出ておりました。その関係で、登別市には海があり、山があり、B案ではカムイヌプリやオロフレ岳と言っております。そして、ここが雨の多い土地であるということが、登別の自然・みどりに関係しているので、気候に関することを入れたらどうだろうかというお話しもありましたので、そういった文言も入れてみました。それから自然ということで、観光とみるか経済とみるかまだわかりませんが、登別温泉、それからここには出ておりませんが、地獄谷・大湯沼といったものを、さらに登別を代表する自然ということでキウシト湿原という言葉を入れてみたということです。それから、ここには出ておりませんが、産業というべきか観光というべきかわかりませんが、クマ牧場やマリンパークの存在を入れても良いかもしれません。私は漁業ということで、漁業資源を太平洋と結びつける形で入れてみました。歴史ということでは、アイヌ文化、それから近代世の中ということの中で伊達藩の片倉家のことを、登別らしさの中で入れさせてもらいました。それから地域特性ということで、4つの地域が一つになったということを入れさせてもらいました。それから、もう一つ言われていたことが、住民の決意・思いという部分を載せた方が良いというご意見を頂きまして、その部分をどのように載せたらいいかという問題があると思います。私はその部分を、「我々登別市民は、この素晴らしい、歴史・文化を背景とした景観や自然・みどりを大切に保全し、これからも、次世代の子供たちに引継ぐため、その決意としてこの条例を定める。」というふうに文章を締めくくりました。引き続いて、A委員お願いいたします。</p> <p>A 委員： 前回の会議の中で、前文の前の方では登別らしさを出して、登別のみどりや景観に関する現状分析を持ってきて、そして、その中で地獄谷や大湯沼といった有名な観光地を入れた方が良いということや、現状分析で今の状況を良いとするのか悪いとするのかによって条文が違ってくのではないかということで、現状はどういう評価なのかという部分を入れて、最後の方では子供たちへの思いも込めて決意表明をした方が良いのではないかという意見だったと思います。それで、私としては例文で色々なものを何種類か作って、その中で使えるものを使ってもらったり、或いはこの例文の中にもっとこのような内容を入れたいですね、というような意見を皆様から出していただいて、良いところ取りのような感じで繋ぎ合わせながら作っていけば良いのではないかと思い、例文を作ってみました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。ここで、皆様からこの例文を見て、これはぜひ入れた方が良いですとか、逆にこれは必要ないものであるとか、ご意見をいただきたいのですが、どなたか何かございますか。</p> <p>C 委員： 前文にこと細かく全部入れる必要はないように思います。前回の資料等を見させてもらいましたが、より簡潔に色んなものが網羅された文章であれば良いのではないかと思います。それでいけば、このC案というのが、文章の中に色々なことが網羅されているし、簡潔な文章であるので良い感じがしました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。C案が簡潔で良いというご意見ですが、どうでし</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>ようか。他にご意見ございませんでしょうか。</p> <p>D 委員： A案から色々省くとC案になるように思えるのですけれども、C案にはあまり歴史的なことや地理的なことが記されていないので、そういった内容も盛り込んでいただきたいと思います。</p> <p>会 長： ありがとうございます。続いてE委員お願いいたします。</p> <p>E 委員： B案の例文5・6・7を一つにまとめれば、簡潔な良い文章となるように思えます。この例文5・6・7は一つの文章として続けられるような気がしますので、もし登別らしさを出すというのであれば、例文5の前に地名等を入れれば、文章として繋がっていくように感じました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。B案の例文5・6・7を一つにして、登別らしさとは何かという部分を付記することにより、簡潔で分かりやすいものとなるのではないかと、というご意見をいただきました。他にご意見ございますか。</p> <p>F 委員： 私は以前、何を根拠にこの条例が出来るのかということを考えた時に、市民憲章の中で「自然を愛し力をあわせて緑と空気と太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくりましょう」という一文があるのですが、景観や緑化関連となると「緑がいっぱい」「きれいなまち」という部分が市民憲章から言えば含まれると思います。ですから、こういうものの前文には、その根拠となるものが示されなければならないと思います。例えば、児童憲章であれば「日本国憲法の精神にしたがい」という文言から始まっています。市民憲章の始まりの部分には「わたしたちは古い歴史と美しい自然に恵まれた登別の市民です」と記されており、ここに我々が今議論していることの原点があるように思えるのです。それで私が個人的に前文の始めはこのようにした方が良くと思い、考えてきた文章があるので、聞いていただきたいと思います。</p> <p>「私たちは、市民憲章に示された『自然を愛し力をあわせて緑と空気と太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくりましょう』に則り、古い歴史と豊かな自然・景観・みどりを持っている登別に住む私たちは将来世代へより良い形で引き渡して行く必要があります。そのためには、守るべきものは守り、活かすべきものは活かし、育むべきものは育み、また改めるべきものは改めながら、新たなまちを創造し、まちに関わるすべての人々がその実現に向けて努力して行く必要があります。それらの達成のためにこの条例を定めるのである。」</p> <p>これは、私が素人なりに考えてきたものです。そこで今度は登別の自然の特徴であるとか、歴史的なものや文化的なもので、景観やみどりに関わるものがあると思います。こここのところで考えると、今言いましたように「守るべきものは守り、活かすべきものは活かし、改めるべきものは改める」というようなことに則れば、保全整備すべき事柄として、歴史的な遺産や文化的な遺産・自然的な遺産というふうな条文の中で表して行けると思います。そうすると、キウシト湿原であり、鉾山の自然であり、その他色々な遺産がありますが、そういったものについて、具体的な条文に出来るように思えるのです。これは私の個人的意見であり、何ら固執するものではありません。以上です。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： ありがとうございます。まず市民憲章の観点から、この前文を捉えるということかと思えます。今のF委員の説明の中には、素案の前文の部分がしっかり入っておりまして、市民憲章の部分と上手に合致させてきた形で、一つの文章を構成してきたものであると思えます。</p> <p>F 委員： 実は、この前文と言うのはですね、目的や理念が含まれていなければならないと思えます。ですから、私はまず先に、この条例の目的を考え、併せて理念も考えてみました。そういうことを考えてみたら、先程お話しした前文となったわけでありまして。私はまず先に、目的や理念から前文は始まるべきと考えたのです。</p> <p>会 長： ありがとうございます。この文章の中に、目的と理念がしっかりと含まれているということかと思えます。さらに、前回までのお話し合いで出ておりました、市民の思いといったものも含まれていると感じました。何か他にご意見ありませんでしょうか。</p> <p>G 委員： この条例は登別市の文化や観光も発展させなければならない、というふうに広げないで、あくまでも景観・緑化ですから、見た目が綺麗なところは守り、あまり綺麗でないところは綺麗にし、みどりのないところにはみどりを作ろう、というようなところを主にして行くべきで、歴史や文化・産業・観光というようなことにはあまり触れない方が良くと思えます。この条例の目的がそんなに広いはずがなく、あくまでみどりを増やそうとか、もっと見た目を綺麗にしようといったことが主ですから、それ以外のことについては、他の条例にお任せして、この条例で登別市の全てのことを発展させようとか網羅しようとかということは必要ないと思えます。</p> <p>会 長： 今のご意見は、前回の会議の中で議論したように、これは景観・緑化の条例ですから、この条例の目的とする「みどり・景観を大事にし、それを守り育てる」ということを主にした内容であってほしい、それに的を絞った簡潔なもので良いのではないかと、というご意見かと思えます。これまでのところでは、まず文章を簡潔にしようということと、逆に歴史・文化等に言及した方が良くという2つのご意見かと思えます。その中で基本的な考え方として、新たに市民憲章から景観・みどりの条例を構成してはどうだろうか、というご意見をいただいたところだと思えます。</p> <p>H 委員： 今3つの案を読ませていただいたの率直な感想ですが、C案がわかりやすく良いかと思えますけれども、若干文章を直さなければいけないところもあるように思えます。特に景観に関しては、原風景というものは大事であるということから、歴史的なものは残して行きたいという思いとなり、私の理解ではそれも一つの景観になると思っておりますけれども、ここは意見の違いが出てくる部分であるようですから、わざわざそういったものを文章として盛り込む必要性はないように思えます。前文を作るということであれば、C案が当たり障りのない一番良い案でないかというのが、私の受けた印象です。</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： ありがとうございます。前回もH委員からは簡潔な文章にするよう意見があったところですから、C案が最適であるところのご意見かと思えます。ただ、原風景等歴史的なものも大切であるから、若干そういう内容も必要であろうところのご意見です。これまでの皆様のご意見を聞くと、簡潔にわかりやすいという部分としっかりと的を絞らましようというのは、皆様の一致した意見だと思えます。それにどの程度、歴史や気候などのものを盛り込んで行くのか、ということになるかと思えます。それから、F委員からご意見のありました、市民憲章についてですが、これまでの会議の中でも出てきていることなので、条文の中でも言及してはどうかというのも一つの考え方かと思えます。これは今までの意見の中で、市民の皆さんの思いをしっかりと載せて下さい、ということですので、私が考えたA案では、現状や歴史といったことばかりが内容的に大きくなり、市民の思いの部分が非常に少ないですので、そういう部分はF委員のご指摘どおり、市民憲章の中の思いだとか市民の思いだとかは、しっかりと載せなければならないと感じたところであります。ここで、市民憲章をとということに関してご意見をいただきたいと思えますが、その前にまず市民憲章を読ませていただきます。</p> <p>「わたしたちは 古い歴史と美しい自然に恵まれた登別の市民です ここにわたしたちの心がまえを定めてよりよいまちをつくることに努めます</p> <p>1．心身をきたえよく働いて 活気あふれる豊かなまちをつくりましょう</p> <p>1．親切をつくし きまりを守って 明るく住みよいまちをつくりましょう</p> <p>1．自然を愛し 力をあわせて緑と空気と太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくりましょう</p> <p>1．未来をつくる青少年の 健全な夢の育つまちをつくりましょう</p> <p>1．教養をつみ 視野を広げて 平和で文化のかおり高いまちをつくりましょう」</p> <p>というのが市民憲章です。この中でまず最初に、「わたしたちは古い歴史と美しい自然に恵まれた登別の市民です」という文言があります。それからこの中で景観とみどりに関係するということであれば、「自然を愛し力をあわせて緑と空気と太陽のいっぱいあるきれいなまちをつくりましょう」ということになるかと思えます。それで、前文の最初の部分で、「市民憲章に則り」と謳うのか、それともこの文面自体を前文の中に盛り込んでしまうのか、ということになりますが、どなたかご意見ございませんでしょうか。</p> <p>I 委員： 私は市民憲章についてあまり詳しくないのですが、この会議の目的からは外れていると思えます。市民憲章が大枠的なものであって、その詳細な部分を今回決めて行くようなスタイルだと私は考えております。まず前文に、固有名詞等の色々なものを詰め込まないで、細かいことは具体的に条文の中に入れることとし、前文は目的と理念に絞らなるべく簡素にまとめた方がよいと思えます。以上です。</p> <p>会 長： ありがとうございます。続いてC委員お願いいたします。</p> <p>C 委員： 先程G委員からご指摘がありましたように、この条例はあくまでも景観と緑化のためのものであれば、歴史等様々なものを盛り込む必要はないであろう</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>し、ただこの中でC案なのですが、目的として「この条例は、登別市のみどり豊かな景観と恵まれた自然環境の保全と、新たな良好な景観の創出に関し必要な事項を定めることにより、来訪者や次世代の子供たちが愛着の持てる魅力あふれるまちの創造に資することを目的とする。」とありまして、この部分は先程F委員からご説明のありました市民憲章とある程度は整合性が取れると感じています。</p> <p>会 長： 今のご意見は、簡素で分かりやすくということや、C案については市民憲章とも整合がはかられているのではないかと、という意見でよろしいでしょうか。市民憲章を前文の中に盛り込むか、それともこれはこの条例の基となるものであると捉えると、わざわざ入れる必要はないと意見が分かれているところではありますが、他にどなたかご意見ございますでしょうか。</p> <p>J 委員： 広く考えると、C案の「歴史、文化、豊かな自然環境」という文言に、市民憲章の精神が重なるのではないかと考えていたところですが、実は、「市民憲章」という言葉を本当に入れて欲しかったのは、7～8年前に出来た「まちづくり基本条例」です。これこそ「市民憲章」という文言が入って欲しかったのです。そういうこともありましたので、この「まちづくり基本条例」にもない「市民憲章」という文言を、条例の前文に入れて欲しいというのはおこがましいかなと思ひ、皆様のご意見を聞いていたところです。私としては、先程より各委員の皆様から様々なご意見が出ておりましたが、C案を基本にしながら、素案を練り直して行くのが良いのではないかと考えております。</p> <p>会 長： ありがとうございます。C案の中に市民憲章の精神が含まれているということですね。それから、「まちづくり基本条例」でさえ「市民憲章」という文言を謳っていないのに、あえてこの条例で謳うのはどうなのかということだと思います。今までの皆様のご意見を聞きますと、文章は簡潔にということとこれは景観・みどりの条例であるということとをしっかりと押さえつつ、歴史等様々な事柄や市民憲章の精神・市民の思いを載せるようにすれば良いということと意見をまとめさせていただきたいと思うのですが、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>B 委員： その前に一言よろしいでしょうか。このC案は、私自身で考えたものではなく、「登別市景観形成基本計画」や「登別市みどりの基本計画」の中から、抜粋して構成したものであることを皆様にご承知おきしていただきたいと思ひます。</p> <p>会 長： 今のB委員のご説明にもあったように、最初から出来上がっているものは何も無いので、様々な計画から抜粋したり、皆様のご意見を伺いながら、ポイントをしっかりと押さえ、市民の思いもしっかりと載せた、簡潔な文章を目指して進めて行くことにしたいと思ひます。次回までに、我々がたたき台となるものを皆様に示せるようにいたしますので、前文についてはこれでよろしいでしょうか。それでは、次に目的の方に進みたいと思ひます。目的は素案においては次のようになっております。 「この条例は、のぼりべつの景観・みどり文化の醸成をはかるために</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の意識啓発 ・次代を担う子供たちへの教育 ・景観・みどりの改善 ・景観・みどりの保全、活用、育成 <p>等の課題に取り組んでいき、次代を担う子供たちにより良いかたちで、まちを引き渡すことを目的とする。」</p> <p>というふうになっております。この目的についても前回議論いただきましたが、目的は次代を担う子供たちにまちを引き渡すということが良いのか、景観みどりを保全・育成するということが本来の目的ではないのか、さらには醸成をはかるということが目的とも読み取れないか、などのご意見がありました。最終的には、「景観・みどりを保全・育成する」ということが目的ではないかということで意見がまとまったというふうに思っておりましたが、皆様よろしいでしょうか。A案については、理念について書いてあるものですので、B案から説明して行きたいと思っております。それではA委員お願いいたします。</p> <p>A 委員： それでは、まず文章を読んで行きます。 「この条例は、市民、事業者、土地所有者及び滞在者等（以下『市民等』という。）並びに市が一体となって美しい景観と豊かなみどりを守り育て、将来に引き継ぐことを目的とする。」</p> <p>会 長： ありがとうございます。それでは引き続きC案の説明に移りたいと思いません。B委員よろしくお願いいたします。</p> <p>B 委員： それでは、C案の説明に入ります。まず資料の一番下に（作成の趣旨）という項目がありますので、そこをご覧下さい。まず始めに、前文や目的・理念というところにもどのようなことを盛り込むべきか考えたら、そこに記載されている5つの項目になりまして、何らかの形でこの5つの項目を載せて行きたいと思いました。目的の部分は他市町村の条例を見ても、あまり長い文章としていないので、私も簡潔にまとめました。まずは読んで行きます。 「この条例は、登別市のみどり豊かな景観と恵まれた自然環境の保全、新たな良好な景観の創出に関し必要な事項を定めることにより、来訪者や次世代の子供たちが愛着の持てる魅力あふれるまちの創造に資することを目的とする。」</p> <p>としております。先程の前文にも書いたのですが、条例の中に規制の部分も入る可能性があるので、市民だけでなく、観光客が年間300万人も来ることから来訪者についても言及しました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。まずB案についてですが、ここでは市民、事業者、土地所有者、滞在者等ということで、これはC案の来訪者という部分にも繋がるかと思えますけど、要するに誰を対象としているのかをしっかりと謳っていると思えます。それから、今まで何度も議論していた、美しい景観・豊かなみどりを守り育てるといったことも謳っております。あと、将来に引き継ぐということも謳っております。これは、子供たちという部分はあまり誇張しない方が良いというご意見があったから、このような記載になっていると思えます。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>次にC案についてですが、「新たな良好な景観の創出」と「愛着の持てる魅力あるまちの創造」ということです。文章的には、「次世代の子供たちが愛着の持てる」という文言で、引き継ぐ意味合いを出しているものと思います。目的という部分について、皆様どうでしょうか。前は目的が2つあるから1つにした方がよいというご意見と、これはみどりの条例ですから保全と育成が目的ではないかというご意見があったと記憶しております。</p> <p>E 委員： まだよくわからないのですが、B案が端的に目的を表現しているような感じを受けました。C案については、「この条例は、登別市のみどり豊かな景観と恵まれた自然環境の保全と、新たな良好な景観の創出に関し必要な事項を定めることにより」ということですから方策が入っていますし、最後に「来訪者や次世代の子供たちが愛着の持てる魅力あふれるまちの創造」とありますから、この文章を分析的に読むと、ここが目的になると思います。そうすると、私たちが目指している景観やみどりを大事にする・守っていくというところよりも、もっと大きくて広いまちづくりが目的になるという読み方をさせてもらいました。</p> <p>会 長： ありがとうございます。C案の方は、大きな意味で捉えるとまちづくりということになるのではないかと、言うご意見だと思います。一方B案では、美しい景観と豊かなみどりを守り育てていく、とはっきり謳っています。前回、景観やみどりの保全育成についてしっかり書くというご意見がありましたが、どうでしょうか。前は目的が2つあるのではないかと、ということで、子供達に引き継ぐことなのか、景観みどりを守るということなのか、ということで議論があったと思いますが、2つあってもよろしいのでしょうか。みどりの景観の保全育成が目的であるということ、素案では前文の中に景観みどり文化の醸成、ということで載せています。それについて皆様から、醸成ではなく保全育成というふうにはっきりした方がよいのではないかと、というご意見を頂きました。そのように保全育成をし、次代を担う将来世代に引き継ぐことを目的とするということになっていますので、子供達だけが強調されていることがないだろうと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>H 委員： 景観みどりの保全を謳えば良いことかと思えます。他の条文の中に子供たちや未来の世代を謳っていますので、ここは単純に皆さんの意見を借りると、美しい景観と豊かなみどりを保全していきます、育みますという形の方が単純明解だと思います。</p> <p>会 長： ありがとうございます。目的は単純明解にということですね。前回の会議で目的が2つ入っているというご意見があり、それを1つにすべきであろうと思ひ、皆さんに考える時間を取らせていただきました。しかし、保全育成をし継承して行くというように、目的が2つあってもよろしいのではないかと、ということでまとめたいと思ひます。次に行ってもよろしいのでしょうか。それでは理念ということで、前回の会議では、アクションプランの達成ではなく、理念をしっかり謳うということで、私は理念をどこから出した方がよいのだろうかと考えました。登別市みどりの基本計画23ページに、基本方針と目標が記載さ</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>れております。この中に、人が輝きまちがときめくふれあい交流都市登別、これが共通の理念なのかということになりますけれど、語らいから始まる新しいまちづくり、その中で人と自然、人の新しい環境作りという言葉があります。これがみどりの基本計画ではなく、都市計画マスタープランと景観基本計画を加えた3計画の共通の理念とも書いてありました。ですから、ここから持ってこなければいけないのかなと思います、挙げさせてもらいました。</p> <p>また関連する法律や条例にも基本理念が謳われていますので、景観法から読んでみます。</p> <p>「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなくてはならない」</p> <p>次に資料の北海道景観条例にも基本理念が謳われていますので、読んでみます。</p> <p>第2条 良好な景観の形成は、本道の自然、気候、風土、歴史、文化等を踏まえ、地域の個性及び特色を生かして推進されなければならない。</p> <p>2 良好な景観の形成は、本道の景観の広域性にかんがみ、景観の一体性及び連続性に配慮して推進されなければならない。</p> <p>3 良好な景観の形成は、道民、事業者、市町村及び道の主体的な取組によることを基本とし、これらの者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。</p> <p>となっています。そのようなところから登別に関わる部分も引用するというのを考えてみました。それで登別らしいというのがどこなのかと考えましたら、登別市景観形成基本計画の1ページと、登別しみどりの基本計画に書いてあるのを抽出したのがこの部分なのかなと思います。</p> <p>景観形成は、市民に「自分たちのまち＝登別市」に対する誇りと愛着を育むもので、個性あるまちづくりを進める上では、欠かせないものです。</p> <p>また、観光都市登別という観点から景観形成を考えると、登別のイメージを高め、再び訪れたいと思わせる重要な要素でもあります。</p> <p>しかし、景観形成は、行政だけが取り組みを行ってもまち全体の景観を高めるものにはなりません。景観形成は行政と市民が目標像を共有しながら協働で進めることが必要です。</p> <p>それからみどりの基本計画の中で、</p> <p>市民ニーズは、自然とのふれあいなど心の豊かさを求める傾向が強くなってきており、みどり豊かで潤いのある生活環境を形成することが求められています。</p> <p>このようなことから、平成6年、都市緑地保全体法が改正され、「緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画＝緑の基本計画」制度が創設され、住民に最も身近な自治体である市町村が、地域の実勢を充分考慮し、みどりの保全と創出、みどり全般についての将来あるべき姿、それを実現するための施策をより具体的に検討できるようになりました。</p> <p>登別市では、これまでも公園や広場の整備を計画的に進めるとともに、市民参加のもと、市民緑化推進事業や市民記念植樹、またみどりの講演会・講習会などを通じて、緑化の推進や啓発に努めてきました。今後は、この取り組みの</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>拡大を図るとともに、都市環境の変化や市民の多様な要望に応えるため、時代のニーズにあった新しい視点からみどりを捉え、その量と質を高めていくことが必要です。</p> <p>このような現状を踏まえ、市民、企業、行政が一体となってみどり豊かなまちづくりを進めるために「みどりの基本計画」を策定することとしました。とあります。これが中に入るだろうと思ったところです。</p> <p>A 委員： 私の方は、私自身が考えられることをいくつにも羅列してみました。ここから皆さんの知恵を借りながら減らしていければ良いのかなと思います。それから皆さんがこういった理念を元にやっていったら良いのではないかと、というものと一緒に考慮していければ良いのではないかと思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 美しい景観と豊かなみどりは市民共通の財産であることから、市と市民等の協働により守り育てなければならない。 2 美しい景観と豊かなみどりは地域特有の歴史、文化、経済活動などの違いにより多様な個性を持つことから、地域の特性に沿って守り育てなければならない。 3 美しい景観と豊かなみどりは子供たちの心身の成長に多くの影響を及ぼすと考えられることから、子供たちを育むという視点で守り育てなければならない。 4 美しい景観と豊かなみどりは潤いのある市民生活に不可欠であるばかりでなく、魅力ある景観資源でもあるということから、市民生活と市経済の両面に資するよう守り育てなければならない。 5 美しい景観と豊かなみどりはのぼりべつに生きた過去の人たちの歴史を基盤としていることから、この人々の遺産を発掘、伝承するよう守り育てなければならない。 6 美しい景観と豊かなみどりは多様な生物によって成り立つ自然環境により生み出されることから、この恵まれた自然環境を損なわないよう守り育てなければならない。 <p>B 委員： C案はB案を短くして書いてあり、想いはほとんど一緒です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域の自然、歴史、文化、地域産業に配慮した景観づくり 2 子供達を育む景観のみどりの保全・創造に努める 3 生物多様性を考慮した景観づくり 4 市民、事業者、市の協働によるみどりと景観の創造 5 豊かな自然資源の保全と景観の保護 6 豊かな自然環境を生かした教育環境 <p>5番は温泉ということで、それを含めて資源という言葉を使っています。6番は今の登別の子供たちの自然を通した教育というのをこれからどんどん進めていくということで、このように表現しています。</p> <p>会 長： 3つ全てという訳にはいかないのですが、共通の部分を見ると何か見えてくるかもしれません。景観は市民の共通の財産であるということ。市民、行政、企業が一体となってやらなければならないとあります。それから生物の多様性というのにも入っています。この景観みどりは市民生活に不可欠ですし、登</p>
-----------------------	--

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>別の特徴として、観光資源の記載があります。後は引き継ぐという部分に関連し、教育についても記載されています。抜けている部分はないでしょうか。これは良いなという意見でも良いです。皆様のご意見をまとめて文章化したのがB案のA委員のもので、箇条書きしたのがC案のB委員のものだと思います。内容についてはほぼ合致しており、C案の1番がB案の2番、2番が3番、3番が6番、4番が1番、5番が4番になっています。何か気がついたこと感じたことはないでしょうか。これから条例の中身を検討するときに、入れないといけない部分も出てくるかもしれませんが、大体良いところを押さえていると思います。何かおかしい部分があれば言って下さい。私の意見が入っていないということなどでも結構です。</p> <p>C 委員： これを見る限り、B案とC案の内容はほぼ同一でありますので、理念については、このように載せれば良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： 足りないという部分や、こちらに入れた方が良いというところが出てくると思いますが、とりあえず理念ということ載せた方が良くとのことでしたので、こういうようなことでまとめていきたいと思ひます。では次にいきます。前回の資料はお持ちでしょうか。素案の青字や赤字で書いてある用紙です。次は用語の定義になるのですが、きっとこれから出てくる全部の文章の中で、載せなければならないもの、くどくていらぬものも出てくるかもしねません。これも後でよろしいかと思ひますが、どこを見てもやはり用語の定義ということ押さえているようです。用語の定義の中で、みどりの定義とはどうなのですか、という意見がありました。これは内容が濃いつころかもしねませんので、K委員が出てきたときにしっかり議論していきたいなと思ひますがよろしいでしょうか。用語の定義について第3条を読みます。</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 登別市に住所を有する者、若しくは市内に通勤する者又は通学する者をいう</p> <p>(2) 土地等の所有者等 市内に土地若しくは建築物等又は屋外広告物等を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(3) 事業者等 事業主、設計者、施行者等をいう</p> <p>以降、第9号までに都市計画マスタープランのこと、基本形成基本計画のこと、みどりの基本計画のこと、建物と建築基準法のこと、載せるか載せないかはあるかと思ひますが、用語の中で出てくるのでこのように書いています。</p> <p>H 委員： 市民と登別市民は違ふということになるのでしょうか。</p> <p>会 長： ここでいう市民には、市外から市内へ通勤・通学する方も含まれるということになります。</p> <p>H 委員： そうすると、隣の町から来た人もここでは市民に位置付けされるけれども、登別市民となると、納税者若しくは子供たちも含めた登別市内に住民票のある</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>方ということですね。それで、対象の部分を見ると登別市民という表記がありますので、用語の定義間で整合性が取れなくなるといったところでは。</p> <p>B 委員： その問題はここで登別市民というものを、別に定義すれば良いことだと思います。</p> <p>会 長： この先文章の中で使い分けるかもしれませんが、ひょっとしたら両方あるかもしれませんが。市民というのはここで定義していますが、登別市民というのも別に定義が必要になってくる可能性があるということでもよろしいでしょうか。他に何かご意見ありませんか。これもまた少し付け加える部分も出てくるかもしれませんが。</p> <p>それでは次に進みます。第4条です。</p> <p>第4条 この条例は、登別市民を主体として登別に関わる全ての人を対象とする。また、登別市域の全域を対象とする。</p> <p>第5条 この条例の運用にあたっては、関係者の財産権その他の権利を尊重しなければならない。</p> <p>第6条 この条例の運用にあたっては、関係する法律、条例その他規則等を遵守するとともに、他条例等の求める趣旨が効果的に反映されるよう連携しなければならない。</p> <p>と書いています。何か気がついたことがあれば言って下さい。財産権の話になってきていますね。</p> <p>A 委員： グループ長会議の中では、この対象のところでは、登別市民を主体として、登別に関わる全ての人を対象とする、という文章が必要なのかどうなのか、という疑問と、それから財産権の尊重のところでは、これは私が考えたのですが、財産権の尊重は当たり前なのですが、景観を守り育てるに当たり、自分の権利だけを主張するのではなく、景観そのものは市民共有の財産と考えた場合に、自分勝手にやって良いのか、我慢するところは我慢しなければならないということで、ここは財産権を尊重すると共に、公の利益の調整を計らなければならないという文章がほしいなという意見を出させていただきました。それから他条例との連携ですけれども、これも漠然としていてわかりづらいなと思います。そういう話がありました。</p> <p>会 長： 対象という部分を入れなければならないのか、というご意見でしたが、これはどうでしょう。市の条例であるから市民が対象になるのは当たり前だろうということですか、また地域に関して定義しているのもどうかというのを感じます。</p> <p>A 委員： ちょっとよろしいですか。グループ長会議の中では、前半の部分が不要無いのではないかということで、後半については、もしこれから景観法に基づく委任条例ということになると、この景観計画区域というものをきっちりと設定する必要が出てきますので、もし委任条例ということになれば登別市域の全域を対象とすることが必要になってくる、という話でした。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>会 長： 委任条例になると必要になるという話なのですが、区域については載せなければならぬのでしょうか。事務局の方は法的な部分でどうでしょうか。</p> <p>事 務 局： 条例は市域全体というのが大前提であれば、あえて載せなくても良いと思うのですが、逆に載せることによって対象とする区域を明確にできますね。</p> <p>会 長： 委任条例にするには区域のことが必要になるということになりますますがよろしいでしょうか。</p> <p>事 務 局： 委任条例の場合、景観計画に景観計画の区域を定めなければなりません。市全体でも良いですし、部分的に区域を定めても良いということになっています。</p> <p>会 長： はい、これも何章かでこの部分が見えてきますね。わかりました。このお話をするとということで、ここは人に関すること、地域に関することをしっかりと明示させていくということで押さえます。財産権の尊重については、個人ばかりが主張しては駄目ではないか、調整することが大事ではないか、ということでもよろしいでしょうか。これについても中身に入っていくと、そういう部分が出てくるかもしれないので、その時にまた調整を図りたいと思います。 続いて他条例の連携という部分について、具体的な議論をしたいと思います。</p> <p>A 委 員： むしろ私は作った方々に説明していただきたいと思うのですが、おそらく上位の法との整合性をとらなければならない、あるいは齟齬があってはならないとか、それから反映するような他の条例があれば一緒に出来ることはないのか、ということだと思うのですが、それにしても漠然としていてわかりづらいなと思います。もしよければ素案づくりのときにこういったものを想定して作ったのか、というのを説明して頂ければよろしいかなと思います。</p> <p>会 長： 他条例とは何の条例であるか解れば理解しやすいというか具体的にわかると思います。</p> <p>F 委 員： 私の記憶しているところでは、この素案を作成した当時には、他条例としてどれが対象となるかということに関しては、具体的名称は特に出ていなかったと思います。その部分については、後日別途話し合いすることとしたように思っておりましたが、相当年数も過ぎたことですので、はっきりとは思い出せないところです。申し訳ありません。</p> <p>B 委 員： 後ろの方にいきますと、例えば届け出しなければならないようなものでも、国や地方公共団体の工事に関しては、この限りではないという条例が出てきていますので、それとの関連ということですね。</p> <p>会 長： 国だとか道だとか全く関係ないというわけではないですよ。そこからきているわけですよ。</p>
-----------------------	---

<p>会議内容 (質問等)</p>	<p>G 委員： ちょっと質問してよろしいですか。全て条例で決めていくのは無理があるので「実施要綱」というものが必要になってくると思うのですが。</p> <p>会 長： これについてはどうでしょうか。今後そういう部分が出てくるのではないかなと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。</p> <p>G 委員： 条例だけでは全て網羅出来ないと思います。具体的に条例の目的を達成するには、町内会や小中学校の協力が必要と予想されるので、絶対あれば良いと思います。</p> <p>H 委員： 第15条と第16条の中に、今必要なプランとして、具体的な実施計画プランを立てなさいとなっていますが、現実にそのようなプランが出てこないという状況の中で、実行能力があるかということが問題であると思うのです。例えば小中学校の協力が必要になった場合、その時にどうするかということを明確にしなければならないし、従来からあるもので良ければ良いのだろうし、これを実際に動かしていくときに、そこにそのような問題が出てきそうな気がします。届け出のことで、今までは何とも無かったものが問題になったりすることも想定されます。ただこの第15条、第16条で実施計画のことが謳われていますので、それで良いのではないかと思います。</p> <p>会 長： 8ページの第15条に、 第15条 市長は、景観保全推進組織の提言を受け、景観形成の具体的な推進活動を行うためのアクションプランに基づいた実施計画(以下、「景観プラン」という。)を定めなければならない。 というように謳われておりますので、この中に言っていることが表現されると思います。</p> <p>B 委員： そういった細かいことは、条例で審議会を設置することとなっておりますので、条例制定後に審議会の場において議論し決めて行けばよろしいことではないかと思えます。</p> <p>会 長： ありがとうございます。次は審議会についてです。先程G委員からもどのように実行して行くのかというご指摘がありましたし、他にもどのように市民の思いを載せて行くのか、というご意見があったと思います。条例を作るだけでは意味がなく、作った条例をどのように生かして行くのか、と言うのがこの部分かと思えます。ここは、皆様からたくさんのご意見を頂けるところだと思います。次回はここの部分から始めたいと思います。皆様をお願いなのですが、お手元の資料をあらかじめ読んできていただきたいのです。そうしましたら、皆様からより多くの意見が出てくることになり、より中身のある議論が出来ると思うのです。それでは、次回の会議についてですが、3月6日(火)18時30分からこの会場にて行いたいと思います。皆様本日は長時間ご苦労さまでした。</p>
-----------------------	--